

## 議 事 録 (要旨)

会議名

第3回 佐久市行政改革推進委員会

日 時

平成24年7月31日(火)

開催場所

佐久消防署3階 講堂

時 間

13:30

～

17:15

出席者

委員：檜山幹男、篠原捷四、柳澤陽、齋藤由美子、笹沢幸司、  
杉山初夫、内藤治伸、丸山紀八郎、佐藤正志、清水みつ子  
依田安弘、植松光明、細井清人、松本芳美

説明者

【再】「国保保健事業」：国保医療課長 細谷渡

「街路整備促進事業」：都市計画課長 依田猛、街路整備係長 柳沢文弘

「福社会館管理運営事業」：生活環境課長 佐藤照明、環境衛生係長 相良成信

「下水道使用料・受益者負担金賦課徴収事業」：業務課長 岩田重人、  
企画幹兼料金係長 佐藤由美子

「合併浄化槽普及促進事業」：下水道管理課長 高橋智樹、普及促進係長 竹花元也

「白田簡易水道管理事業」：白田支所市民福祉課長 柳澤美智子、生活環境係長 白井好四郎

「望月医師当番制事業」：望月支所市民福祉課長 酒井善孝、健康づくり推進係長 竹花康孝

「望月土づくりセンター管理運営事業」：望月支所経済建設課長 永井延雄、経済建設係長 大工原良昭、経済建設係 佐藤俊之

「奨学金貸与事業」：学校教育課長 比田井和男、庶務企画係長 武藤喜久男

「学校給食センター管理運営事業」：学校給食課長 丸山陽造、企画幹渡辺和男、学校給食南部センター事業係長 上野一雄

「海の家開設事業」：体育課長 北原郁生

「政治・選挙に係る常時啓発事業」：選挙管理委員会事務局書記長 荻原幸一、選挙係長 荻原淳一

委員

出 14 人

欠 1 人

	<p>事務局：企画部長 中山雅夫、企画部次長 臼田純武、 企画課行政改革係長 土屋孝、行政改革係 大井大輔</p>	
<p>提出資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部評価対象事業への質問に対する回答資料【資料1】 (第1回委員会で配布した「平成24年度事務事業外部評価対象事業シート」も使用)</li> <li>・ 説明資料 (常勤職員平均人件費及び年間勤務時間数 (参考))</li> <li>・ 訂正資料 (福祉会館管理運営事業)</li> <li>・ 訂正資料 (望月医師当番制事業)</li> </ul>	
<p>《開会》</p> <p>《あいさつ》</p> <p>中山部長 本日の会議につきましては、1名の委員から欠席の連絡、2名の委員から遅れるとの連絡をいただいております。現在出席している委員は12名ですので条例第6条第1項の規定を満し、会議が成立していることを報告します。</p> <p>臼田次長 事務局より2点お願いします。まず1点目ですが、昨日、事業説明を行いました国保保健事業について、事業の内容が正確に伝わらなかった点がありましたので、再度、その部分について、会議に入る前に所管課長より説明させていただきます。また、2点目ですが、昨日の委員会終了後に委員から、質問がありましたので、事務事業評価シートの実施結果のコスト欄にあります人件費のうちの常勤職員の数値の根拠について、ご質問がありましたので事務局から説明させていただきます。</p> <p>1点目【国保保健事業について所管課長追加説明】</p> <p>細谷課長 追加説明は、前回委員会の外部評価番号6国保保健事業の説明の中でいただいた、「既に治療等で通院されている方が病院で受けている特定健診の検査項目を市で把握すれば、特定健診受診についてはがき通知等のコストがかからなくなるのでは。」といった内容の質問についてのものです。</p> <p>既に治療等で通院されている方で、特定健診項目の受診が済んでいる方については、市内の医療機関である病院・医院にお願いし、本人に同意をいただいたうえで、検査結果を市に提出していただいております。この検査結果書の提出により、改めて特定健診を受けていただかなくとも特定健診の受診者となることから、平成22年度から市内の医療機関に検査結果書の作成依頼を実施しています。平成23年度には292件ありまして、この292件によって、平成23年度の受診率は、1.7%ほど上がっていることから、今後も医療機関の協力をいただいで、検査結果書の提出をお願いしていくこととしています。また、この検査結果書の提出により、特定健診の受診が済んだということになるため、こういった方への特定健診受診についてはがき通知がなくなることから、経費の節減へとつながることと考えています。</p>		

2点目【常勤職員の数値の根拠について、「説明資料（常勤職員平均人件費及び年間勤務時間数（参考）」により事務局説明】

【委員より質問等なし】

《会議事項》

(1) 外部評価対象事業所管課からの事業説明及び質問事項に対する回答等

【所管課から事業説明及び質問事項に対する回答】

●「外部評価番号12 街路整備促進事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 この事業で実施する路線は、地元の要望によるものなのか、市や県の計画によってなのか。

依田課長 大きな事業に絡めて市及び県の計画が先行するものと、地元要望を含めて必要性を検討して事業着手するものがあります。142号線ですが、これは中部横断自動車道が開通するというので、市で交通処理が必要だということでも立ち上がってきている経過があります。他の路線も、地元の要望等を含めて対策が必要なことから、事業化となっている路線が多いです。

委員 142号線はそのとおりと思うが、それ以外については地元要望によるものが強いように思えるがそういう捉えでよいか。

依田課長 地元要望があれば全て実施していることではなく、その中で市としても県としても必要性のある路線を実施しています。

委員 もともとの発端は地元要望なのか。

依田課長 当然地元要望によるものもあります。

委員 成果指標としている街路整備率について違和感がある。目標値は通常80%、90%になると思うがどうか。

依田課長 この整備率は、佐久市の街路全体の整備率を表していますが、事業実施中のものについては、事業費割りで整備率を出してしまっていて、事業計画がありますので、それに沿った事業整備率を想定し、それに近い形に事業が進んでいるということで、今回はたまたま同じ率で進んでいるということです。

整備している路線が既にありますので、それを見越して目標値としているため、その整備率と同じように整備が上がってきているという内容になっています。

委員 話はわかったが、それは目標値とはいわないかと思う。来年はこうしようという思いが目標設定には必要であり、目標設定に対する考え方を見直したほうがよいかと思う。

依田課長 わかりました。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号7 福祉会館管理運営事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

※資料訂正

・「平成24年度事務事業外部評価対象事業シート21ページ【2. 実施結果 コスト、財源内訳】、

【平成 23 年度 委託・指定管理・補助対象団体の概要】」を訂正（訂正資料のとおり）

委 員 この周辺は大きなプロジェクトがあるようだが、研修センターについては具体的な方向は出ていないとのことで、福祉会館の研修室はどうなるのか。また、福祉会館の近くにある中央区第一区の集会場は市の行政財産と聞いているがこの集会場はどうなるのか。

佐藤課長 福祉会館の研修室については、地元の方の利用が多いなかで、佐久クリーンセンター撤去後のその周辺の整備をどうするかということに絡んでくるかと思えます。今の研修センターと武道館を撤去して、そこへ消防署を移転するという話も地元ではされていますので、それとセットでご相談させていただければというような話もさせていただく状態にはあります。ただ、佐久クリーンセンターが一部事務組合により運営がされていまして、土地も所有しているということもありますので、なかなかスムーズに進むというものではありませんが、地元へは話題が投げかけられつつあります。

中央区北町第一区集会場については、土地の所有はこの場でははっきり把握していませんが、クリーンセンターの周辺協議会というものがあまして、当然この集会場についての話も今後出てくるかと思えますが、まだそこまではっていない状況です。

委 員 質問番号 7 の回答にある人件費、事務費の数値を説明してほしい。

佐藤課長 まず、管理業務ということで午前 9 時～午後 10 時までお願いしていますが、シルバー人材センターの一人あたりの事務的な単価が 800 円です。これに常駐している 13 時間をかけまして、さらに平成 23 年度の年間会館日数 295 日をかけまして、総額が 3,068,000 円です。次に清掃業務は、休日一人の方をお願いしていますが、単価が同じ 800 円で、一回あたり 3 時間、年 52 回で、年間 124,800 円です。また、敷地内の草刈と剪定ですが、これも一人の方をお願いしてまして、単価が 1,320 円で、1 日 8 時間で年間 4 回実施によって、42,240 円です。合計が 3,235,040 円で、これに事務費の 7%をかけますと、226,452 円となります。その合計で、3,461,492 円という委託料となります。

委 員 質問番号 5 番ですが、平成 22 年 10 月の佐久市、軽井沢町、立科町の基本合意には、御代田町は入っていないようだが、ごみの焼却というものは、24 時間稼働で、消したり付けたりでは燃料費が非効率であるため、ごみの容量を計算して進めないとロスが生じることもある。そのあたりを総合的に教えてもらいたい。

佐藤課長 福祉会館については、将来的に新クリーンセンターの建設が影響されてくるということ、また、今のところこの 3 市町による合意が正式なものですので、それを基に回答をさせていただいています。ただ、御代田町や他の市町村、広域関係のものはそれぞれ協議がされているという理解をしています。新クリーンセンターの中身がどうなるかということについては、別の席でご説明させていただければと思います。

委 員 事業シートの成果指標には利用者が平成 22 年度は 21,480 人、平成 23 年度は 20,990 円とあるが、基本的に利用者は地元の皆さんか。

佐藤課長 研修室についてもほぼ地元の方で、だいたい同じ方が利用されています。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号13 下水道使用料・受益者負担金賦課徴収事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 受益者負担金については、分割払いの制度はあるか。またどのくらいの猶予で分割払いができるか。

岩田課長 支払方法が5年間で20回となっていて、一括でも支払ができるようになっています。

委員 料金が統一されたが、公共下水の方は40 m<sup>3</sup>以上使用すると値上げになり、それ以外の方は安くなるということだったが、公共下水を使用していて、40 m<sup>3</sup>以上使用している方の割合、値上がりした方の割合を教えてください。

岩田課長 平成21年度の集計では、0～10 m<sup>3</sup>までが15%、11～20 m<sup>3</sup>までが17%、21～30 m<sup>3</sup>までが17%、31～40 m<sup>3</sup>までが15%で、0～40 m<sup>3</sup>までの合計が64%であり、40 m<sup>3</sup>が平均的でないかということでの料金設定をしました。

委員 では、40 m<sup>3</sup>以上使用する方は35%くらいと理解してよいか。

岩田課長 はい。

委員 公共下水道の水洗化率はどのくらいになっているか。

岩田課長 公共下水道エリアでは水洗化率は90.3%です。市内全体では88%です。

委員 質問番号1の回答で、節水について広報等により実施しているとあるが、数値的に出ているか。節電同様、節水も必要と考えるが、節水についてどのような考えを持っているか説明してほしい。

岩田課長 使用件数、申込み件数が増えているので、水量は増えていまして、節水になっているかは、佐久水道企業団の資料等もないのでわかりませんが、節水による下水道料金の低減について、料金改定のお知らせの中で説明しています。

委員 質問番号3の回答に、収納率は全体で96%を目標としているとあるが、評価シートの平成22・23年度には目標が93%となっているがこの違いは。

岩田課長 平成22・23年度はこの数値ですが、平成24年度は96%の記入間違いです。申し訳ございません。訂正させていただきます。

委員 受益者負担金は、毎年不納欠損を行っているということだが、所有者が変わった場合は新たに調定をし直すということか。

岩田課長 所有者が変わった場合は、届出をしていただき、5年間で20回払いを引き継ぐ形をお願いしています。

委員 一筆に対しての受益者負担は変わらないということだろうが、0で不納欠損した後、新たに人が変わった場合には、次の人へは受益者負担を新たに徴収する形となるのか。

岩田課長 新たな受益者負担はかけられないため、そこで終わってしまうという形となります。

委員 それでは不納欠損となれば、後の人は受益者負担を払わずに上下水道を使えるという理解でよいか。

岩田課長 受益者負担金としては賦課できないため、協力金という形で申告をしていただいで納めていただいでいます。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号14 合併浄化槽普及促進事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 質問番号3の回答の、区域の見直しはどのような時期に行われるのか。また、見直しに伴って区域外に浄化槽を設置して家を建てたが、公共下水の範囲に急遽変更になった場合は何年以内なら補助を出すのか。あるいは浄化槽から公共下水に切り替える要件、浄化槽を設置した後何年間は公共下水につなげてはいけないなどといった基準があったら教えてほしい。

高橋課長 区域の見直しについては、周辺の集落の要望、社会情勢、土地の利用状況によって、公共下水道のエリアに入るか入らないかを検討することがあります。エリア内になりそうだという時には、浄化槽の補助を止める時があります。公共下水道のエリア内で浄化槽となっている方が公共下水道につなげたい場合は、7年以上とありますが、必ずしもそこは一致しないところが現状です。

委員 浄化槽は適正な管理を行わなければならないが、質問番号5の1,000基ほどある浄化槽協会未加入の皆さんについては、何かチェックはあるのか。

高橋課長 本来であれば行政で、協会に入っている、いないに関わらず全てを管理しなければなりません。執行体制が整っていないため、管理できていないのが現状です。私たち行政としては、協会に入ってもらうことで、一括管理していきたいという考えです。

委員 補助金をもらっても加入する義務はないのか。

高橋課長 補助金交付は協会に入ることが条件になっています。ただし、その補助金を使わないで個々に設置する場合は協会に入らなくても構わないため、管理上の課題となっています。なお、地域別の加入状況は、望月地区、浅科地区、臼田地区の方の多くが、佐久市浄化槽協会に入っていない状況にあります。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号15 臼田簡易水道管理事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 事業シートの事業の見直し余地にある経費の削減や効率化は大事だが、行政では住民のサービスにつながることを実施する必要がある、この事業はその典型ではないかと思う。その地区、住民の快適な生活を第一に考えて実施していただく、今後の実施計画についてもそのあたりを主眼においていただければと思う。

委員 突発的に起こる修繕等はどのような方が対応しているのか。

白井係長 それぞれ施設の代表管理者の通報によって、私たちが現場を見て、内容によっては指名競争などによって臼田管内業者をお願いしています。

【他に質問等なく終了】

- 「外部評価番号 16 望月医師当番制事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答  
※資料訂正

- ・ 「平成 24 年度事務事業外部評価対象事業シート 49 ページ【1. 実施概要 実施内容】、【2. 実施結果活動指標】」を訂正（訂正資料のとおり）

委員 布施地区の受診者数が 1 回あたり 3 名程度ですが、高齢者だけが受診されているのか。

酒井課長 小さいお子さんがいらっしゃることもあるようですが、ほとんどは高齢者です。

委員 医療関係では 1 日平均 10 名程度の想定があると聞いたことがあるが、毎週開設日に 3 名しか受診者がいないとなると、医師一人を備えることについてコストとしても不安な要素があるかと思うが改善についてはどう考えているか。

酒井課長 高齢者の方は車の運転ができないため、徒歩でいらっやっています。薬については、薬局へ処方箋を FAX で送付して、薬局から自宅へ届けてもらうということもありますので、高齢者の皆さんには必要ではないかと考えています。

委員 高齢化もあり、とても重要であると思うが、もう少し子どもたちに対する医療を重視していく考えはないか。1 回あたり 3 名の受診者は少ないと思うので、隔週の開設日数でもよいかと思う。薬については、1 カ月分出す医療機関も多くなってきていることもある。

酒井課長 診療所の設置経過もありますので、関係部署、地元ともお話をさせていただきたいと思います。

委員 質問番号 3 と 4 の回答の中で、布施地区の高齢者は 517 人、春日地区は 767 人とあるが、確かに布施のほうが人数は少ないが、春日は 1 回あたり 12 人くらいの受診者がいて、布施は 3 人前後となれば、その理由は高齢者の人数の違いだけでは表現できないのではないかと思う。そのあたりの分析はどのようにしているか。湯沢地区の高齢者の方の人数はどのくらいいるのか。

竹花係長 平成 23 年度ですが、湯沢地区の人口は 136 名、世帯数が 45 世帯、65 歳以上の高齢者が 47 名です。

委員 湯沢地区は高齢者の方が 47 人いらっやって、診療所の受診者数は年間 370 人、1 回にすると約 8 人弱が受診している状況で、布施はその 10 倍ほど高齢者の方がいらっやって、受診者数が少ないということには何か理由があるのではないかと思うが、対策を含めて教えてほしい。

酒井課長 春日には地元の 3 医療機関から医師に来ていただいています。布施は浅間総合病院から来ていただいている状況です。地元の医師がいて行きやすいということはあるかもしれませんが。また、布施の場合は少し距離があることも原因ではないかとも思います。

委員 やはり地元の先生がいるということが、受診率の向上につながっているかと思う。そうであれば、布施地区も考える余地があるのではないか、地元の医師とのつながりもできれば、

受診者が増えるのではないかと思う。診療所が無くなってしまふことが心配である。受診率を上げることが目的でなく、健康であればそれでよいとも思うが、工夫されたらと思う。

酒井課長 布施の場合は、浅間病院に医師をお願いした経過等もありますので、それらを含めて検討していきたいと思います。

委員 病気になれば必要に応じて大きな病院を利用しますが、寝たきりの方などにとって、地元で医師がいて訪問してくれることは、地域の安心につながるということがあると思う。そういう意味での必要性はあるのではないかと思う。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号17 望月土づくりセンター管理運営事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 市内にこういった施設は望月以外にあるか。

永井課長 佐久市では、旧臼田町に生ごみの堆肥センターがありますが、家畜の糞尿に関する施設はこの施設だけです。ストックヤード等検討しましたが、畜産農家のため、農作物の生育環境の改善や環境に負担をかけない循環型農業の確立のため、土づくりセンターを建設した経過があります。

委員 原料が減ってきており、耐用年数を過ぎてリニューアルする時期に来ていることから、地元との協定の見直しを是非進めてもらわないと、リニューアルしても、望月地区の家畜が減少している現状から考えても、空いている時間ができてしまうので、検討してもらいたい。

委員 採算ベースにのせるのは難しいのであれば、単価も含めて検討の余地があるのではないかと思う。

委員 センターを利用しないで、個人で販売している方もかなりいると聞くが、施設が老朽化していくとなると、農家の方に協力していただく形の中で、施設を維持していかなければいけないと思うがどうか。

永井課長 肉用牛についてはストックヤードを使って自己消費されていますが、乳用牛とブロイラーの堆肥を処理する場所がありませんので、今後もこの施設を有効に利用していただきたいと考えています。

大工原係長 原材料の話になると思いますが、農協さんに指定管理者になっていただいていますので、農協系統のブロイラーの鶏糞等の導入等も考えています。

委員 質問番号12の回答に、約3,600万円の収入があり、その中に1,000万円の指定管理料が含まれているとあり、25ページに利用料と販売で1,500万円くらいあるが、あと差額の1,000万円くらいは何か。

大工原係長 畜産農家から畜糞を集めるための手数料が800万円から900万円ほどあります。

委員 利用料、堆肥販売料は市の収入にはならないのか。

永井課長 指定管理者の収入になります。



委 員 そうすると、財源が全部市から支出されているという考えでよいか。

永井課長 1,000万円は指定管理料としてお渡ししています。

委 員 移管について、農協との協議はしているか。

永井課長 今後していきたいと考えています。平成26年度まで指定管理の指定期間ですので、それまでに協議していきたいと考えています。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号18 奨学金貸与事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 滞納整理回数が平成23年度に目標が20に対して47回とかなり増えているが、行政として何か特別な対応をしたのか。

比田井課長 平成23年度につきましては、はがきで督促を出すことから、直接お伺いするほうへ手法を変えた結果、回数が増えている状況です。

委 員 民間、財団法人でも同じような制度があるが、市では営利を目的とするものでなく勉学の希望を支援したいということが主眼であると理解しているが、融資をするということであれば返済能力等も考えると思うが、民間の基準に比べて審査のハードルを低くしてでも、より広くサービスを提供するという考え方であるか。

比田井課長 本人が卒業してからのことで返済能力はわかりませんので、返済能力に関する審査は行っていません。ただ貸付をするかしないかを審査委員会で審査しますが、学校からの学業成績等の状況を示す推薦書を校長からもらいますので、その推薦があれば貸付の可能性は高く、そういう意味では枠が広いといえます。

委 員 そうであれば、極端な言い方をすると、100%返していただくということは難しいとする考え方でないと、融資できないのではないかと思うが、その融資の考え方で100%回収するというのは現実としては難しいと思うがどうか。

比田井課長 確かに100%は難しいかもしれませんが、借りたものはお返しいただくということは社会の中で当たり前のことですので、例え期間が長くなってもお返しいただくようお願いしています。現日本学生支援機構が日本育英会であった頃、償還に対する対応があいまいだったため破たんしてしまったということがありまして、日本学生支援機構になってからは回収に関して厳しい対応となったと聞いています。

委 員 日本学生支援機構の返済期間は、今はどのくらいか。

比田井課長 日本学生支援機構のものは手元に資料はありませんが、県内の大学等高等教育機関に在籍する学生に対して貸与制度を設けている市12市のうち、9市が本市と同じ取扱いをしています。

委 員 自分としてはもっと返済期間を長くするか、返済額を減額するなどをしてはどうかと考えている。大学を卒業して、就職して取得する金額のうち、返済額を10%以下にしてあげないとその方の生活が大変になり、消費者金融に借りてしまう状態を作るのではないかと心配しているので、そのあたりを考えていただきたいと思う。

比田井課長 ありがとうございます。これからも見直しをしながら継続していきたいと考えていますので参考とさせていただきます。

委 員 民間や財団法人も実施しているのでそちらにシフトしてもよいのではと思う。市としては、高校や専門学校に絞って、市の中での生かし方を考えてもよいのではないかと思う。

委 員 事業シート 60 ページを見ると大学生の件数が年々減っている。ところがニーズの方向性には、増える可能性があり、取り組み成果が十分に上がっておらず課題が解決しきれていないとあるがそのあたりを説明してほしい。

比田井課長 60 ページの表の新規の件数を見ていただきますと、確かに平成 20 年度からみれば減少していますが、平成 22・23・24 年度の新規の申込者はほぼ横ばいです。総数が減少しているのは、過去に貸与した方の償還が終わってきていることによるものです。専門学校生の貸付枠を新たに設けたこともありまして、合計の新規の数も平成 22・23・24 年度は 7・4・7 件となっています。今後なるべく高校等の進学窓口にお知らせしていきたいと考えます。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号 19 学校給食センター管理運営事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 城山小学校の給食施設は老朽化が進んでいると聞いているが、いつ頃まで使える予定なのか、修繕をしていかれるのか。

丸山課長 城山給食施設につきましては、大規模修繕は行いませんが、小規模な修繕等を行いながら、何年ということは決まっていますが、当面の間ということでご理解いただきたいと思います。

委 員 アレルギーについて、人命にかかわる大切な問題であるが、もっと早く対応ができなかったのか。経過を説明してもらいたい。

丸山課長 アレルギーについては、人命にかかわるということで、施設整備、人員配置が大切になってきます。臼田につきましては施設が古いということで、増築よりも施設改修も視野に入れていかなければいけないということから、安全面を考慮して、遅くなってきたという状況です。浅科・望月につきましては対象人数や施設規模が小さいということもあり、やはり安全面を考慮して現状となっているとご理解いただきたいと思います。

委 員 アレルギー対応食用の設備のないセンターのエリアの児童に対しては、設備のあるところで作った給食を提供しているということか。

丸山課長 アレルギー対応食は、原則同一献立ということですので、北部で作ったものを他へ持っていくということは考えていません。

委 員 給食は教育の一貫であるので、もう少し早く対応してもらいたい。

委 員 質問回答の追加資料番号 19-2 では、平成 24 年度で合計 40 件のアレルギー対応食を提供し

ているとあるが、これは実績だと思う。実際にアレルギー対応食を必要としている人が何名いて、それが100%対応できているのかということを知りたい。

丸山課長 この表にあります40名は、保護者の希望でアレルギー対応食を提供してほしいという依頼に対応した人数です。40名は、実際には毎日がアレルギー対応食となるわけではありませんので、27回の給食提供の中で26回提供した児童もいれば、1回、0回の提供の児童もいます。何がアレルギーの原因物質（アレルゲン）なのかということが異なることによるものとご理解いただきたいと思います。

委 員 40名というのは、佐久市の管轄の児童100%をカバーしているという理解でよいか。

丸山課長 給食センターの中で、アレルギー対応食の提供を希望されている児童ということです。

委 員 食材の放射能についてどのように調査しているか。

丸山課長 給食食材の放射能測定につきましては、4月から東信教育事務所で実施していましたが、7月9日から市に消費者庁から、簡易型測定器が貸与されましたので、生活環境課にお願いしまして、給食提供の時間もありますので、その日に使用する給食食材を1品から2品検査してします。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号20 海の家開設事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 質問回答の追加資料番号20-2の資料にある総合体育館や望月、臼田などがあるが、これはどういう意味か。

北原課長 これは申し込みを受け付けた場所をお示ししています。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号21 政治・選挙に係る常時啓発事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

※資料訂正

・「平成24年度事務事業外部評価対象事業シート68ページ【1. 実施概要 実施内容4行目 選挙選挙アンケート → 政治選挙アンケート】」を訂正

委 員 子どもに対する教育の考え方はわかるが、どれだけ効果があるかはわからない。それにしても講演会の回数が年1回しかない。これをもっと頻繁に行うであるとか、大人の有権者が意識を持つ啓発活動が大切ではないかと思う。子どもたちに対しては、授業のカリキュラムの中に取り入れてもらうことができるのかどうか。

荻原書記長 大人への啓発については、国の啓発の方針の中では、将来の有権者である子どもたちの意識の醸成がひとつ、若者の政治意識の向上がひとつ、地域の明るい選挙協議会活動を充実させることがひとつ、この3つを充実させることとなっています。私たちも若者、一般の有権者の方の啓発ももちろん重要と考えていますが、将来の有権者である子どもたちは教育には時間がかかるということで、まず最初に着手して、息の長い取り組みをしていかな

ければならないということで、まず平成24年度に着手したところです。小中学校にアンケートを実施したところですが、授業のカリキュラムの中に政治選挙に関する授業について取り組んでいますか、という質問をしましたところ、小学校では回答をいただいた12校中12校全てが6年生の1～3学期のいずれかで取り組んでいるという回答をいただきました。また、カリキュラムを立てる時期を質問をしたところ、4月前後と12月前後ということで把握できましたので、学校教育課へそのような意向を伝えたいと授業の中へ取り入れられるように取り扱っていきたいと考えています。

委員 選挙管理委員会へ言う話ではないと思うが、自分たちが選出した議員がどんな活動をしてどんな発言をしているか、もっと市民が関心をもつように、例えば区長会でそのような話をするなど、そういった取り組みも必要かと思うがどうか。

荻原書記長 おっしゃるとおりかと思います。選挙管理委員会として、議員の活動へ直接働きかけはできませんが、常時啓発といった広い活動の中で考えていきたいと思っています。

委員 実施したアンケートでは、子どもたちは必要性があると考えているか。

荻原書記長 このアンケートの意図は、このような教材を学校で受け入れる余地があるのかという観点に立って学校の先生に向けたものですので、子どもたちの意向を聞いたものではありませんが、先生方の回答を通じて、子どもたちの考え方は伝わるかとは思いますが。

委員 必要性は子どもたちにあるように思えるが、先生方は有権者であって、一般市民に冊子を配布したほうが利用性があるかと思うがどうか。

荻原書記長 総務省の常時啓発のあり方研究会の最終報告の中で、子どもたちへの教育は必要であるという意見もあります。小中学生の生の声を聞く機会も確かに必要かと思いますが、まずは学校の中でそのような取り組みの可能性を把握しようとアプローチしたものが今回のアンケートです。

委員 要するに先生から子どもにという形をとりたいという思いか。

荻原書記長 私たちから提供する教材を学校教育で受け入れることができるかということからですので、そういうことになるかと思っています。学校の中で先生方が子どもたちにどのように伝えていくかについては、私たちは干渉できにくい部分かと考えています。

委員 ポスターなどは小中学生に直接募集し、アンケートは先生、そこにミスマッチがあるような気がする。生徒たちは学校の先生からの話だけしか聞かないわけで、それで啓発ポスターなどを募集しても、生徒が理解しないで作ることはないか。

荻原書記長 私は学校でカリキュラムを組む時は、先生が教育指導要領などの指針に基づいて組んでいくものと考えていますので、そこへ事業をのせさせてもらうのがやり方ではないかと考えます。

委員 追加資料番号21-4の年間計画は市独自のものか。

荻原書記長 そうです。市の選挙管理委員会が明るい選挙推進協議会という団体と行っているものです。

委員 国民、若年層の選挙に対する無関心というのは、ものすごく大きなテーマで、ひとつの市で何とかできるものではないと思う。質問番号5への回答も苦しい回答だと思う。今設定

している成果指標も、実施した施策であって、結果ではないと思う。それはおそらく理解されていると思う。そうはいつでもどう指標を設定してよいか、これは国として、国民、特に若年層の政治・選挙に対する関心が薄くなっていることが背景にあって、これを改善しないことには冊子等も作ってもなかなか難しいこと、それも理解されていると思う。したがって、佐久市独自の施策をやるのも結構だが、国、県と連携、あるいは国に提案していくようなことをしなければ、なかなか改善は難しいと考えるがどうか。

荻原書記長 おっしゃるとおりです。そんなこともあつてのことでしょうが、常時啓発等のあり方研究会を総務省が設けまして、学識経験者を中心に研究をして追加資料番号 21-5 のような方向性が出ているということです。この中のひとつ、地域の明るい選挙推進協議会活動というのは、佐久市にもありますが、県にもあり、全国レベルでも明るい選挙推進協会というものがあります。そこでは、約 10 万人のボランティアの方が加入し、活動されていまして、全国的な展開ということについては、この明るい選挙推進協議会の活動がそのような役割を担っているのではないかと思います。

委員 本当に大きなテーマで、国が主導でやるべきだと思うが、どうして無関心なのかということの分析が必要であるし、また、市として積極的に、国にむしろ指導するくらいの気持ちでやっていただきたい。

荻原書記長 ありがとうございます。佐久市の明るい選挙推進協議会の総会の中でも同様のご意見もありまして、本日の委員の皆さんの意見もいただきましたので、今後の参考とさせていただきます。

【他に質問等なく終了】

《その他》

事務局 評価シートにつきましては、8月6日（月）までに事務局へ提出していただくこととなっておりますので、よろしくお願ひします。もし、本日提出される委員さんがいらっしゃいましたら、委員会終了後、事務局へお声掛けをいただければと思います。

次回の委員会は、8月20日（月）午後1：30～午後5：00、予備日として、8月21日（火）午前9：00～午前11：00を予定していきまして、委員会としての最終的な評価をしていただくこととなっております。委員会としての最終的な評価につきましては、委員の皆様から提出していただきます評価シートを、事務局でとりまとめ、たたき台を作成させていただきます、それを基にご審議いただきますのでよろしくお願ひします。開催通知及び当日の資料は後日、送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

《閉会》